工学研究科教育職員免許状取得要領

(1) 教育職員免許法所定の単位(各教科それぞれ24単位以上)を修得し工学研究科を修了した者で、次表の要件に該当する者は、申請により、教育職員免許状が授与される。

免許状の種類(教科)	基 礎 資 格
中学校教諭専修免許状(数学)	修士の学位を有すること。 中学校教諭一種免許状(数学)を取得していること。
高等学校教諭専修免許状(数学)	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状(数学)を取得していること。
中学校教諭専修免許状(理科)	修士の学位を有すること。 中学校教諭一種免許状(理科)を取得していること。
高等学校教諭専修免許状(理科)	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状(理科)を取得していること。
高等学校教諭専修免許状(情報)	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状(情報)を取得していること。
高等学校教諭専修免許状(工業)	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状(工業)を取得していること。

(2) 各教育プログラムで取得可能な教育職員免許状は下記の表のとおりとなる。

教育プログラム	コース	取得可能な教育職員免許状
工学専門教育プログラム	機械エネルギー工学コース	高等学校教諭専修免許状(工業)
	電気電子工学コース	
	応用化学コース	
	福祉環境工学建築学コース	
	福祉環境工学メカトロニクスコース	
工学専門教育プログラム	知能情報システム工学コース	高等学校教諭専修免許状(情報)
数理科学教育プログラム	知能情報システム工学コース	中学校教諭専修免許状(数学)
		高等学校教諭専修免許状(数学)
自然科学教育プログラム	応用化学コース	中学校教諭専修免許状(理科)
		高等学校教諭専修免許状 (理科)

(3) 毎年11月頃に教育職員免許状申請のためのガイダンスを実施予定。実施時期,場所等は,別途掲示によって通知するため,注意すること。